

2019年11月吉日

申請者の皆様へ

日本ERI株式会社

建築物省エネ法の改正に伴う地域区分の見直しについて

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より各種申請業務におきまして弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

2019年11月16日の改正建築物省エネ法の施行に伴い、一部の市町村で省エネの地域区分、および日射地域区分が変更されます。当面の間（2021年3月31日までの予定）は改正後・改正前いずれの地域区分でも申請が可能ではありますが、申請に際しまして以下の通りご対応をお願い申し上げます。

改正後の地域区分での申請：従来通り（変更なし）

改正前の地域区分での申請：申請書等へ「改正前の地域区分での申請である旨」を記載

なお、当社申請書作成ツール（性能評価（戸建/共同）、長期優良（戸建）、BELS（戸建））につきましては上記の旨を記載頂ける「備考欄」を設ける改修を行います。こちらにつきましては、対応完了後改めてリリース案内（@ERI 通信）にてご案内申し上げます。

以上